

公共事業再評価調書 (県土整備部)

課室名	港湾課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	港湾課長 戸口田 克維 (藤原 謙治)	内線	4440 (4455)
-----	-----	---------------------	------------------------	----	----------------

事業種目	港湾事業	事業名	事業区間	総事業費	約 5 6 億円
		廃棄物埋立護岸 姫路港網干沖地区	姫路市網干区興浜		

所在地			事業採択年度	現地着工年度	完成予定年度
姫路市網干区興浜			H9	H13(予定)	H18(議定)

事業目的	事業内容
港湾周辺の良い環境維持・港湾の適正な管理 ・港湾周辺地域の良好な環境維持及び港湾の適正な管理を行うため、公害防止対策事業や港湾整備等により発生する浚渫土砂等を受け入れる処分地を確保する。	採択時点 (H9) A=約 90ha 事業費約 117 億円 現時点 (H12) A=約 28ha 事業費約 56 億円 実施済 ; H9 調査 31 百万円

進捗状況 (社会情勢等の変化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 9 年度事業採択を受け、平成 10 年度から現地着工予定で調整を行ったが、関係漁協の中から埋立事業に対する反対を受けた。</li> <li>- 12 m 岸壁等の約 90 ha の当初整備計画を見直し、浚渫土砂等の処分に必要な約 28 ha (都市再開発用地、緑地等) に計画を縮小した。</li> <li>これらの調整に時間を要したが、平成 11 年度に関係漁協の事業実施に対する理解が得られる見込みとなった。</li> </ul>
--------------------	---

評価視点	
(1) 必要性 現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>姫路港周辺の処分地については、網干沖 1 期地区が平成 11 年に受入を終了し、中島地区も平成 13 年度には埋立竣工を迎え、処分地がない状況にあるため下記の事業が滞っているが、処分地の確保によりこれらの問題が解消できる。</li> <li>地域のエネルギー供給基地である妻鹿地区では、泊地が埋没状態となり、海上保安部から早期浚渫の指導を受け、緊急的な浚渫を行ったが、全量処分できる処分地がなく、航行に危険な状態である。</li> <li>節磨地区等の岸壁・漁業施設等も水深の浅い箇所があるため、積荷を軽くして入港する等、輸送効率が悪く、本来の機能が発揮できていない。</li> <li>公害防止対策事業による汚泥浚渫が処分地がないため、平成 9 年度から休止状態である。</li> </ul>
安全・安心	
地域の活性化	
快適性・ゆとり	

(2) 有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用便益比 B / C = 3 . 5</li> <li>西播磨周辺で港湾計画に位置づけしている処分場予定場所は当事業箇所以外にはない。また遠隔のフェニックス尼崎沖埋立処分場においても、尼崎周辺から発生する浚渫土砂の受入予定だけで満杯となり、姫路港等で発生する汚泥、浚渫土砂の処分場はない。</li> <li>関係漁協の理解が得られたことから、円滑な事業執行環境が整っている。</li> </ul>
有効性 代替性	
効率性	

(3) 環境適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機汚泥を撤去することにより、水質改善など良好な環境の復元が可能となる。</li> <li>緩傾斜護岸の整備により、藻類、魚類等の生育環境が創造できる。</li> <li>埋立免許出願において、環境現況調査等を実施し、環境に対する影響等について審査し、環境に配慮して取り組むこととする。</li> </ul>
-----------	---

(4) 優先性	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害防止対策事業を推進し、危険な状況にある航行の安全確保や輸送効率を向上するためにも、当該事業により浚渫汚泥・土砂を受け入れる処分地を緊急に確保する必要がある。</li> <li>また、受入可能となるまでの整備には長期間を要するため、早急に事業を再開する必要がある。</li> </ul>
---------	---

評価の結果	左の理由
-------	------